

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
川崎市、神奈川県
- 2 構造改革特別区域の名称
国際環境特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
川崎市川崎区の区域のうち県道東京大師横浜以南の区域

4 構造改革特別区域の特性

【産業の空洞化の状況】

川崎臨海部地域は、京浜工業地帯の中核で、戦後、日本を代表する装置型産業が急速に成長し、日本経済の復興に多大な貢献を果たしてきたが、今日では、産業の空洞化が進んでいる。

区域面積約2,800ヘクタールのうち、現在、低・未利用地が約220ヘクタールに及び区域の約8パーセントを占めるようになっており、また、2001年工業統計調査（従業者4人以上の事業所）では、川崎臨海部地域を含む神奈川県川崎市川崎区の工場数は638ヶ所、従業者数は29,034人、製造品出荷額等は2兆4,750億円で、これを1972年（川崎市政令指定都市移行）以降のピーク時と比較すると、工場数で約40パーセント減、従業者数で約65パーセント減、製造品出荷額等で約43パーセント減である。

このような川崎臨海部の産業の空洞化は、この地域はもとより神奈川県及び我が国の社会・経済に及ぼす影響は甚だ深刻な状況となっている。

【川崎臨海部再生のポテンシャル】

川崎臨海部において、自動車産業や電気機械産業を支えてきた、極めて裾野の広い企業群の集積は、産業用機械の研究開発や製造を幅広く支えることのできる優れたものづくり技術の蓄積となっている。

同時に、この地域における高度成長期の旺盛な生産活動は、代償としての深刻な環境問題を招来したが、その環境問題を克服する過程で、川崎臨海部立地企業は、先端的な環境技術を保有するに至っている。

さらに、この地域においては、経済のグローバル化や世界的な生産構造の変動を背景に、海外進出を図り国際的に活躍する企業が現れる中で、近年では研究開発型産業へと機能転換を図る企業や新たな産業の創出を目指す企業も現れてきており、ロボットやナノテクなどの研究開発拠点も立地して来ている。今日の川崎臨海部における研究機関の集積は、2001年時点で32施設に及んでいる。

このように、川崎臨海部は、これまでに蓄積されて来たものづくり技術の集積を背景として、環境を始め、ロボット、IT、ナノテクノロジー等の先端的な研究開発を中心とした新産業創出の萌芽が出始めている地域となっている。

一方、インフラ面においても、首都高速や東京湾横断道路などの高速道路網や川崎港などの港湾施設に加え、将来的に再拡張と国際化が検討されている羽田空港に隣接しているなど、まさに陸・海・空の交通機能が高度に集中・結節した要衝の地となっており、首都圏という大消費地に隣接していることもあいまって、今なお高いポテンシャルを有する地域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

【臨海部再生の基本的な考え方】

川崎臨海部地域の再生は、「かながわ京浜臨海部活性化プラン」(平成12年3月、神奈川県策定)及び「川崎市総合計画『2010プラン』」(平成5年3月策定)に基づき、県市の重要課題として進めているものであるが、本地域の特性を踏まえ、「国際環境特区」として、環境を始め、ロボット、IT、ナノテクノロジーなどの「先端的な研究開発の促進」と、それらを核とした「新産業の創出の促進」を中心として、本地域の再生を進めていくこととしたい。

【国際環境特区の意義】

「国際環境特区」計画では、川崎臨海部で培われたものづくりの技術と、公害・環境破壊という社会問題を克服した川崎臨海部に立地する企業の優れて多様な「環境技術」、さらには、「ロボット」・「IT」・「ナノテクノロジー」等の最先端技術を中心とした「先端的な研究開発拠点の形成」と、既存産業の高度化も含めた、国際的にも通用する「新産業の創出」を目指している。国内外からの環境等関連産業・研究機関及び研究者・技術者の誘致・集積からスタートし、国際的な成果の発信にもつながる様々な施策を進めることにより、アジア地域における環境問題の克服や、地球温暖化問題をはじめとする地球環境問題に貢献するという形で、川崎臨海部地域の再生につなげていくというものである。

本特別区においては、当面、「環境」及び「ロボット」を対象として、優れた研究者等のより一層の集積を図るために必要となる法規制の緩和を要望するものであるが、こうした「研究開発拠点の形成」と「新産業の創出」の実現が規制の特例により加速されることにより、川崎臨海部の再生に貢献するとともに、本県あるいは日本経済全体の構造改革や活性化に貢献していくものと考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

国際環境特区計画では、環境を始め、ロボット、IT、ナノテクを中心とした先端分野について、優れた外国人研究者の受入れ促進などを活用しながら「先端的な研究開発拠点の形成」を進めると同時に、それらの研究開発を核として、既存立地企業の活性化も含めた「新産業の創出」を進め、技術移転などを通じた地球環境保全への貢献などの国際貢献に循環させながら、川崎臨海部の再生を目指す。

【先端的な研究開発拠点の形成】

本特別区には、プラスチックや家電等の最先端リサイクル施設が立地していることなどから、「環境・エネルギー創造研究所」など環境関連の研究機関がすでに立地している。「環境・エネルギー創造研究所」では、川崎市が進めている「アジア起業家村構想」のもと、(協)日中ベンチャー交流促進センターと連携した外国人研究者の受入れ準備が進められている。

また、本特別区内には、レスキューを切り口とした「NPO 法人国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリ」など、ロボット関連の研究機関も新たに立地してきているが、同NPO法人ではすでに韓国からの研究者を受け入れており、神奈川県が進めている「国際レスキューコンプレックス計画（IRC計画）」と連携しながら、今回の特例措置を活用した外国人研究者の受入れの拡大も計画されているところである。

国際環境特区に関する「研究開発拠点の形成」については、国際的な研究者の受入れが具体化している、これらの「環境」と「ロボット」に関する研究機関を当面の受入れ対象機関として、研究開発拠点の形成を図っていくこととしたい。

【新産業の創出】

環境分野については、川崎市が「アジア起業家村構想」を進めることとしており、今回特例措置を申請する外国人研究者の受入れ促進措置を始めとして、様々な関連事業を実施することにより、環境・起業・国際貢献をキーワ

ードに、川崎臨海部企業が有する環境技術の国外供与、ビジネス及び人的交流、起業家の育成など、海外にむけたビジネスチャンスの創出と国際貢献を果たしていくとともに、地域経済の活性化と地球環境の保全を目指すこととしている。

一方、ロボット分野については、神奈川県が「国際レスキューコンプレックス計画（IRC 計画）」を進めることとしており、レスキュー現場や平常時の日常生活などでの実用性を重視したロボット等の研究開発を、今回の特例措置により、より一層促進し、世界に対する技術的な情報発信・支援機関（「世界の救助センター」）の形成を目指すとともに、研究開発活動を企業のビジネスチャンスに結び付ける「逆見本市（製品等の調達条件を提示する商談会）」などの様々な関連事業を展開することにより、広くロボット関連産業の集積や活性化を促進し、先端的で求心力のある研究開発を核とした複合拠点（コンプレックス）の形成を目指すこととしている。

これらの環境とロボットに関する研究開発拠点の形成と新産業創出の取組みを中心としながら、将来的には、ITやナノテクノロジー、さらにはエネルギー関連分野も含め、大学や国などの研究施設の誘致、川崎臨海部に立地する民間研究機関との連携などを積極的に進めていくことにより、高度な技術や産業の発信の場として新産業の創出並びに国際貢献を果たしていきたいと考えている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特定事業を実施することにより、研究開発拠点の形成が促進される。

区域内における新産業の複合的な集積を実現するためには、既存産業の効果的な活用が必要となるが、外国人研究者を招へいし、国際的レベルで協同研究を行うことにより、川崎臨海部に培われたものづくり技術のさらなる高度化が図られるなかで、関連産業などの集積が現実のものとなる。また、研究開発を経て、実証実験から産業へと直結していく過程において、相当程度の土地利用転換が見込まれることから、高い経済的社会的効果が期待できる。

今後は、各分野における専門的知識を有する外国人研究者を初年度に10名程度招へいし、1年後に効果測定を行い、その結果を踏まえ、次年度以降も、研究開発の進捗に合わせて順次10名程度を招へいする予定である。

参考：川崎臨海部再生プログラム・2010年目標値（＊）

平成13年度現在で把握した低未利用地220ヘクタールのうち、目標年次を2010年までに定め、このうち130ヘクタールを対象に土地利用転換について試算した結果、次の経済波及効果が期待される。

対象用地における土地利用転換用途の設定

業務	研究開発	物流	商業	住宅	環境	公共
8 ha	33 ha	8 ha	5 ha	17 ha	50 ha	9 ha

民間投資額 約3,400億円

[用途別投資原単位の設定] 川崎臨海部の先行事例、最近の建設単価等を基に設定

雇用創出効果 約18,000人

[用途別雇用原単位の設定] 川崎臨海部の先行事例を基に設定

土地利用転換に伴う税収（固定資産税・都市計画税）

- ・初年度税収 70億円（うち増収分30億円）
- ・20年間の増収分 400億円

* 出典資料：「川崎臨海部再生リエゾン研究会による川崎臨海部再生プログラムの基本的な考え方」（平成14年度3月 川崎市）

8 特定事業の名称

501、502、503 外国人研究者受入れ促進事業

504 特定事業者に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

1 関連事業

【研究開発拠点形成】

- ・テクノハブイノベーション川崎プロジェクト 現在推進中
(JFE都市開発株)
- ・大都市大震災軽減化特別プロジェクト 現在推進中
(文部科学省の研究開発プロジェクト)
- ・国際レスキューシステム研究機構 川崎ラボラトリー 現在開所済
- ・防災科学技術研究所地震防災フロンティア研究センター 現在開所済
川崎ラボラトリー
- ・(省略) 大学研究室の誘致 現在協議中
- ・産業技術総合研究所の誘致 現在協議中

【新産業創出プロジェクト】

環境関連

- ・エコタウン事業（ゼロエミッション構想の推進）平成9年7月10日承認
 - ・大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築
(都市再生プロジェクト第1次決定) 現在推進中
 - ・廃プラスチック高炉還元施設（JFEスチール株） 現在稼動中
 - ・難再生古紙リサイクル施設（信栄製紙株） 現在稼動中
 - ・家電リサイクル施設（JFEホールディングス株） 現在稼動中
 - ・廃プラスチック製コンクリート用型枠パネル製造施設 現在稼動中
(JFEホールディングス株)
 - ・TEPCO川崎リサイクルセンター（PCB）(東京電力株) 現在一部稼動中
 - ・プラスチック再原料化施設（株ペトリパース） 現在整備中
 - ・廃プラスチックアンモニア原料化施設（昭和電工株） 建設完了
- ### ロボット関連
- ・レスキューシステム逆見本市（神奈川県） 平成15年度 実施予定
 - ・研究成果発表会（神奈川県、NPO国際レスキューシステム研究機構）
平成16年度 実施予定

2 資金援助事業

- ・産業立地促進資金 (設備資金支援)
- ・まちづくり対策資金 (設備資金支援)
- ・創業支援資金 (設備資金・運転資金支援)
- ・福祉関連産業育成資金 (設備資金・運転資金支援)
- ・振興資金 (設備資金・運転資金支援)
- ・産業立地促進利子補給制度 (設備資金・利子補給)

3 インフラ整備事業

- ・都市再生緊急整備地域 (平成14年10月25日 第二次指定)
「川崎殿町・大師河原地域」及び「浜川崎駅周辺地域」
- ・都市再生予定地域 (平成14年10月4日 設定)
(臨海部幹線道路の整備) 検討中
(親水・防潮護岸の整備) 検討中
(川崎駅～南渡田周辺地区～塩浜周辺地区の鉄道整備) 検討中
- ・都市再生総合整備事業 (平成14年1月31日 特定地区の指定)
「南渡田周辺地区」
(平成14年12月18日 特定地区の指定)
「塩浜周辺地区」

- | | |
|-------------------------|-----|
| ・ 東海道貨物支線貨客併用化 | 検討中 |
| ・ 国道357整備 | 検討中 |
| ・ 臨港道路の整備 (阜橋水江町線の延伸) | 検討中 |
| ・ 臨海部幹線道路 (殿町夜光線の延伸) | 検討中 |
| ・ 川崎アプローチ線 (川崎から浜川崎間) | 検討中 |

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙 1

- 1 特定事業の名称
(5 0 1、5 0 2、5 0 3) 外国人研究者受入れ促進事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
特区内の施設において研究活動等に従事する外国人
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
特区計画認定の日

4 特定事業の内容

(1-1) 事業に関する主体(アジア起業家村構想)

機 関	協同組合 日中ベンチャー交流促進センター 東京都文京区湯島1-7-10大林ビル (東京都認可法人)
施 設	環境・エネルギー創造研究所(中核となる施設)
所 在 地	神奈川県川崎市川崎区南渡田町1番1号京浜ビル
施 設 概 要	<p>環境・エネルギーに関する先端技術のシーズ探索・醸成ならびに環境事業を一層推進するために、JFEグループが産官学の協力を得て、2001年6月に設立された。</p> <p>主な調査研究事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境技術、市場動向調査及び21世紀型の循環都市形成に関する研究 ・産官学連携による環境・エネルギー分野の拠点と産業活性化や新たな街づくりに関する貢献策の研究 <p>組 織</p> <p>所長・専務理事・常務理事・研究員 計10名</p>
分 野	理学・工学
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・(協)日中ベンチャー交流促進センターは上海交通大学及び上海市環境保護局と研究者の派遣協定を結ぶ。 ・(協)日中ベンチャー交流促進センターは、派遣が決定した外国人研究者と雇用契約を結ぶ。 ・環境エネルギー創造研究所は、外国人研究者の研究場所の提供について、(協)日中ベンチャー交流促進センターと協定を結ぶ。 ・外国人研究者の研究指導は、環境エネルギー創造研究所及び(省略)(株)(神奈川県川崎市川崎区(省略))が、(協)日中ベンチャー交流促進センターとの契約に基づき担当する。 ・日本ヒューマニクス(株)(東京都文京区湯島1-7-10大林ビル)は、人材開発を専門としており、外国人研究者の環境ビジネス経営研修を(協)日中ベンチャー交流促進センターとの契約に基づき担当する。

(1 - 2) 事業に関する主体 (国際レスキューコンプレックス計画)

機 関	特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構
施 設	特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリー (中核となる施設)
所 在 地	神奈川県川崎市川崎区南渡田町 1 番 2 号
施 設 概 要	<p>先端的緊急災害対応システムの研究、開発、国際協力、支援に関する事業を行い、先端的な緊急災害対応システムの国際的発展と実用化に寄与するとともに、その活動を通して科学技術及び学術の発展や安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献することを目的とする。</p> <p>当法人は、特定非営利活動法人であるが、研究者を中心として構成されていることから、十分な研究開発活動を行える体制にある。また、文部科学省の研究開発プロジェクト「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」のコア研究機関として位置付けられていることから、研究費などの経費的な面からも、社会的な信用の面からも十分な体制にある。既に、外国人研究者の受入実績もあり、国際的な共同研究の計画も予定していることから、国際的な対応にも問題はない。</p> <p>当法人の川崎ラボラトリーは、特区において展開しようとしている研究開発を核とした産業集積計画「国際レスキューコンプレックス計画」の中核となる施設となっている。</p>
分 野	工学
その他	なし

(2) 事業実施期間

特区計画認定の日 ~

(3) 事業により実現される行為

- (ア) 優秀な外国人研究者の受入れ促進による研究活動の活発化
- (イ) 外国人研究者による研究成果を活かした産業活動の活発化
- (ウ) 外国人研究者との人材交流による産学官の連携と推進
- (エ) 外国人研究者によるベンチャー企業の創出
- (オ) これらの効果による「国際環境特別区」構想の実現

(4) 整備される施設

研究に必要なその他の機能及び在留に必要な住宅・教育機能などの支援施設の整備は今後検討する。

(5) 外国人研究者の受入れについて

アジア起業家村構想

相手国及び機関

中国（上海交通大学・上海環境保護局）

研究内容

環境関連技術の研究と起業家の育成

受入れ時期

平成 15 年 9 月までに外国人研究者の受入れ体制及び受入れ者決定、同年 10 月以降順次受入れ研究開始

国際レスキューコンプレックス計画

相手国及び機関

ア 韓国（国立釜山大学）

イ アメリカ合衆国（南フロリダ大学）

ウ ドイツ（ドイツ国立情報処理研究所（GMD））

研究内容

ア 瓦礫環境による人命探索用蛇型ロボットの開発と自立制御

イ・ウ レスキューロボット等の工学に関する研究開発及び研究開発成果を活かした事業活動

受入れ時期

アについては、既に 2002 年 10 月 1 日から 2003 年 3 月 31 日まで、特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構のポスドク研究員として採用し、研究活動をスタートさせている。4 月 1 日からは、韓国科学技術財団の国際交流活動の一環として研究者を受け入れ、経費についても同財団が負担する。なお、当該規制の特例措置の適用が認められれば、現在の在留資格から「特定活動」の在留資格に切り替え、あと 4 年間継続実施される「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」に係る研究開発に従事する予定である。

イ及びウについては、平成 15 年度中に予定している。

(6) 5 年間の在留期間を要する理由

相手国の大学や研究機関の研究者及び学生は、長期の研究活動を希望するものが多いこと、また、長期の研究による高度な研究開発が望めることから、新たな産業とビジネスの創出が期待できる。

また、文部科学省の「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」が、あと 4 年間継続される予定であることから、継続した研究開発が必要であるため、5 年間の在留期間を必要とする。

なお、既に、韓国の国立釜山大学から研究者を受け入れていることから、規制の特性措置が認められれば、即時に在留資格を「特定活動」に切り替え、「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」に係る研究開発に従事する予定である（特例措置を適用する逼迫した理由を有している）。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 神奈川県、川崎市が規制の特例措置の必要性や条件適合性を認めた根拠

南渡田地区は、JFE グループがサイエンスパークとして拠点形成を進めており、区域内の「環境・エネルギー創造研究所」は、環境型産業及び新エネルギー開発のための技術育成の中核をなす場として、研究活動と研究成果の情報発信に取り組んでいるとともに、「国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリー」は、文部科学省の研究開発プロジェクト「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」のコア研究機関として位置付けられ、先端的緊急災害対応システムの研究、開発、国際協力、支援に関する事業を行っていることから、県、市により大学、国及び独立行政法人などの研究所の誘致などを積極的に進めている地区である。

また、県、市の連携により、この区域の民間プロジェクトを支援するため、都市計画の見直しによる研究者等の利便性向上のための施策や研究開発拠点形成に向けて、基盤整備の推進を図っていく中で、今後、相当程度の研究開発施設の集積が見込まれる。

この区域で、特例措置の「501、502、503外国人研究者受入れ促進事業」を適用することにより、川崎臨海部企業が有する環境技術や産業技術の国外供与、ビジネス及び人材交流の迅速化、起業家の育成など、海外に向けたビジネスチャンスを創出するとともに、外国人研究者の研究成果が世界に情報発信され、ハイレベルな技術水準の維持が期待される。

この特例の実施により、川崎臨海部が培ってきた環境対策に関する技術や産業技術が効果的かつ効率的に促進され、環境関連産業やロボット関連産業の発展と集積が見込まれるとともに、これらの技術により国際貢献を果たし、地域経済の活性化と地球環境の保全を目指す「国際環境特別区」の形成が加速すると判断できることから、特例措置の必要性や要件適合性があると認められる。

(2) その他

なし

別紙 2

1 特定事業の名称

(5 0 4) 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

下記4の特区内の施設において研究活動等に従事する外国人及びその配偶者又は子

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

下記の機関、施設において特定事業「外国人研究者受入れ促進事業」(5 0 1、5 0 2、5 0 3) を実施するに際し、特定事業「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(5 0 4) を併せて実施することで、入国・在留諸申請の審査の迅速化を図り、外国人研究者等を活用した研究開発や、研究開発の成果を活かした事業活動等の促進を図る。

(1 - 1) 事業に関する主体 (アジア起業家村構想)

機 関	(協) 日中ベンチャー交流促進センター 東京都文京区湯島 1 - 7 - 1 0 大林ビル (東京都認可法人)
施 設	環境・エネルギー創造研究所 (中核となる施設)
所 在 地	神奈川県川崎市川崎区南渡田町 1 番 1 号京浜ビル
施 設 概 要	<p>環境・エネルギーに関する先端技術のシーズ探索・醸成ならびに環境事業を一層推進するために、JFE グループが産官学の協力を得て、2001 年 6 月に設立された。</p> <p>主な調査研究事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境技術、市場動向調査及び 21 世紀型の循環都市形成に関する研究 ・産官学連携による環境・エネルギー分野の拠点と産業活性化や新たな街づくりに関する貢献策の研究 <p>組 織</p> <p>所長・専務理事・常務理事・研究員 計 1 0 名</p>
外国人の活動内容	<p>理学・工学に関する研究活動及びこれらの研究を活用した事業活動。</p> <p>(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む)</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協) 日中ベンチャー交流促進センターは上海交通大学及び上海市環境保護局と研究者の派遣協定を結ぶ。 ・ (協) 日中ベンチャー交流促進センターは、派遣が決定した外国人研究者と雇用契約を結ぶ。 ・ 環境エネルギー創造研究所は、外国人研究者の研究場所の提供について、(協) 日中ベンチャー交流促進センターと協定を結ぶ。 ・ 外国人研究者の研究指導は、環境エネルギー創造研究所及び (省略) (株) (神奈川県川崎市川崎区 (省略)) が、(協) 日中ベンチャー交流促進センターとの契約に基づき担当する。 ・ 日本ヒューマニクス (株) (東京都文京区湯島 1 - 7 - 1 0 大林ビル) は、人材開発を専門としており、外国人研究者の環境ビジネス経営研修を (協) 日中ベンチャー交流促進センターとの契約に基づき担当する。

(1 - 2) 事業に関する主体 (国際レスキューコンプレックス計画)

機 関	特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構
施 設	特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリー (中核となる施設)
所 在 地	神奈川県川崎市川崎区南渡田町 1 番 2 号
施 設 概 要	<p>先端的緊急災害対応システムの研究、開発、国際協力、支援に関する事業を行い、先端的な緊急災害対応システムの国際的発展と実用化に寄与するとともに、その活動を通して科学技術及び学術の発展や安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献することを目的とする。</p> <p>当法人は、特定非営利活動法人であるが、研究者を中心として構成されていることから、十分な研究開発活動を行える体制にある。また、文部科学省の研究開発プロジェクト「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」のコア研究機関として位置付けられていることから、研究費などの経費的な面からも、社会的な信用の面からも十分な体制にある。既に、外国人研究者の受入実績もあり、国際的な共同研究の計画も予定していることから、国際的な対応にも問題はない。</p> <p>当法人の川崎ラボラトリーは、特区において展開しようとしている研究開発を核とした産業集積計画「国際レスキューコンプレックス計画」の中核となる施設となっている。</p>
外国人の活動内容	工学に関する研究活動及びこれらの研究を活用した事業活動。 (当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む)
その他	なし

(2) 事業実施期間

特区計画認定の日 ~

(3) 事業により実現される行為

- (カ) 優秀な外国人研究者の受入れ促進による研究活動の活発化
- (キ) 外国人研究者による研究成果を活かした産業活動の活発化
- (ク) 外国人研究者との人材交流による産学官の連携と推進
- (ケ) 外国人研究者によるベンチャー企業の創出
- (コ) これらの効果による「国際環境特別区」構想の実現

(4) 整備される施設

研究に必要なその他の機能及び在留に必要な住宅・教育機能などの支援施設の整備は今後検討する。

(5) 外国人研究者の受入れについて

アジア起業家村構想

相手国及び機関

中国（上海交通大学・上海環境保護局）

研究内容

環境関連技術の研究と起業家の育成

受入れ時期

平成 15 年 9 月までに外国人研究者の受入れ体制及び受入れ者決定、同年 10 月以降順次受入れ研究開始

国際レスキューコンプレックス計画

相手国及び機関

ア 韓国（国立釜山大学）

イ アメリカ合衆国（南フロリダ大学）

ウ ドイツ（ドイツ国立情報処理研究所（GMD））

研究内容

ア 瓦礫環境による人命探索用蛇型ロボットの開発と自立制御

イ・ウ レスキューロボット等の工学に関する研究開発及び研究開発成果を活かした事業活動

受入れ時期

アについては、既に 2002 年 10 月 1 日から 2003 年 3 月 31 日まで、特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構のポスドク研究員として採用し、研究活動をスタートさせている。4 月 1 日からは、韓国科学技術財団の国際交流活動の一環として研究者を受け入れ、経費についても同財団が負担する。なお、当該規制の特例措置の適用が認められれば、現在の在留資格から「特定活動」の在留資格に切り替え、あと 4 年間継続実施される「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」に係る研究開発に従事する予定である。

イ及びウについては、平成 15 年度中に予定している。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 神奈川県、川崎市が規制の特例措置の必要性や条件適合性を認めた根拠

南渡田地区は、JFE グループがサイエンスパークとして拠点形成を進めており、区域内の「環境・エネルギー創造研究所」は、環境型産業及び新エネルギー開発のための技術育成の中核をなす場として、研究活動と研究成果の情報発信に取り組んでいるとともに、「国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリー」は、文部科学省の研究開発プロジェクト「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」のコア研究機関として位置付けられ、先端的緊急災害対応システムの研究、開発、国際協力、支援に関する事業を行っていることから、県、市により大学、国及び独立行政法人などの研究所の誘致などを積極的に進めている地区である。

また、県、市の連携により、この区域の民間プロジェクトを支援するため、都市計画の見直しによる研究者等の利便性向上のための施策や研究開発拠点形成に向けて、基盤整備の推進を図っていく中で、今後、相当程度の研究開発施設の集積が見込まれる。

この区域で、特例措置の「504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」は、特例措置の「501、502、503 外国人研究者受入れ促進事業」の推進を図る上で相乗的な効果を発揮する重要な措置である。

この特例の実施により、川崎臨海部が培ってきた環境対策に関する技術や産業技術が効果的かつ効率的に促進され、環境関連産業やロボット関連産業の発展と集積が見込まれるとともに、これらの技術により国際貢献を果たし、地域経済の活性化と地球環境の保全を目指す「国際環境特別区」の形成が加速すると判断できることから、特例措置の必要性や要件適合性があると認められる。

(2) その他

なし